

## 岡山市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより高齢者の日常生活の便宜、生活支援及び寝たきり予防を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (給付対象者)

第2条 用具の給付対象者は、本市内に住所を有するおおむね65歳以上の在宅の高齢者であり、かつ、別表1の対象者欄に掲げる者で用具の給付が必要と認められる者とする。

### (用具の種目及び性能)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目欄に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により支給又は貸与される用具については、当事業の対象にしないものとする。

### (給付の申請及び通知)

第4条 用具の給付を受けようとする者は、高齢者日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「給付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の申請があった場合には、対象者の心身、住居及び世帯の状況その他必要事項を調査のうえ、給付の可否を決定しなければならない。
- 3 市長は前項により給付をすることに決定した者（以下「給付決定者」という。）には高齢者日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）を、給付をしないことに決定した者には高齢者日常生活用具給付却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により給付をすることに決定した場合、用具の納入業者（以下「納入業者」という。）に対して、高齢者日常生活用具給付券（様式第3号。以下「給付券」という。）により通知するものとする。

### (給付の制限)

第5条 本事業は、原則として当該年度の予算の範囲内において実施するものとする。

- 2 同一の種目の給付は、対象者1人につき1回限りとする。

### (納品及び納品の確認)

第6条 納入業者は第4条第4項の規定により通知された給付券に基づき、給付決定者に当該用具を直接納品するものとする。

- 2 給付決定者は、業者が用具を持参したときは、当該用具が不良品でないことを確認したうえ受け取らなければならない。
- 3 給付決定者は、用具に不良な点があることを発見したときは、速やかに直接業者と協議のうえ、修繕又は交換を受けるものとする。

### (費用の負担)

第7条 給付決定者の属する世帯の生計中心者は、自己負担金を用具の引渡しを受ける際に納入業者に直接支払うものとする。ただし、生活保護法による被保護世帯に属する者にあつては、自己負担金を免除するものとする。

- 2 前項に規定する自己負担金は、別表第1に規定する用具の給付種目ごとの基準額（用具の購入価格が基準額に満たない場合は当該購入価格）の合計額の1割に、別表第2に規定する利用者世帯の階層区分別利用者負担額を加えて得られた額とし、給付額を限度とする。ただし、別表第2に規定する利用者世帯の階層区分別利用者負担額については、給付の都度、前回の給付の際の負担額を減じた後の額とする。
- 3 前項の「別表第2に規定する利用者世帯の階層区分別利用者負担額」は、当該年度分の年額であり、1人の対象者が複数種目の給付を受ける場合も負担金は同額を限度とする。
- 4 用具の給付を受けた者は、当該用具の維持及び修理に要する経費を負担しなければならない。

### (用具の代金の支払い)

第8条 市長は、納入業者の請求に基づき、第6条第1項に定める用具の納品の確認の後、用具の購入に要す

- る費用から用具の給付を受けた者が直接納入業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。
- 2 前項の請求は、給付券等を添付して行うものとする。
  - 3 第1項の支払額は、市長が決定した公費負担額とする。

(変更の申出及び通知)

第9条 用具の給付を受けた対象者は、本人又はその対象者の属する世帯の生計中心者が次の各号の事由のいずれかに該当する場合は、高齢者日常生活用具給付等変更申出書(様式第5号)により速やかに申し出なければならない。

- (1) 市内において転居するとき。
- (2) 生計中心者が変更したとき又は生計中心者の前年分の所得課税年額が変更したとき。
- (3) その他記載する事項に変更が生じたとき。

(給付等台帳の整備)

第10条 市長は、当該事業の運営状況を明らかにするため、高齢者日常生活用具給付対象者別台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(用具の基準価格)

第11条 用具の基準価格は、別表第1の基準額欄に掲げる価格とする。

(目的外使用の禁止)

第12条 用具の給付を受けた者は、用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保の用に供してはならない。

(助成の取消し)

第13条 市長は、給付申請に虚偽の事実が発見された場合には、第4条第3項により通知した後においても給付決定を取り消し、高齢者日常生活用具給付決定取消通知書(様式第7号。以下「給付取消通知書」という。)により通知するとともに、業者には給付券と引き換えに給付取消通知書を送付するものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長は用具の給付に当たっては、地区民生委員及び地域包括支援センター等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

(納入業者の届出)

- 第15条 納入業者は、所在地、名称、代表者氏名その他必要な事項を市長に届け出たものに限る。
- 2 市長は、前項により納入業者から届出があった場合、高齢者日常生活用具納入業者受理通知書を納入業者に送付するものとする。
  - 3 市長は、納入業者に虚偽の届出その他不当な行為があった場合には、この事業の納入業者としないことができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、高齢者日常生活用具給付事業に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則 この告示は平成20年4月1日から施行し、改正後の別表第1電子レンジの項の規定は、平成20年5月1日以降に申請のあったものから適用する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条, 第3条, 第5条, 第7条, 第11条関係)

区分	種 目	対 象 者	性 能	基準額
給 付	電磁調理器	ひとり暮らし高齢者等で当該年度から起算し過去6年度以内に電子レンジの給付を受けていないもの	電磁による調理器であって, 高齢者が容易に使用し得る, 設置に工事を伴わない一口のもの	10,000円
	電子レンジ	ひとり暮らし高齢者等で当該年度から起算し過去6年度以内に電磁調理器の給付を受けていないもの	電磁波による調理器であって, オープン機能のないもの	8,000円
	杖	ねたきり高齢者以外の高齢者	一本杖	1,900円
	手押車	ねたきり高齢者以外の高齢者	4輪を有し, 屋外で使用できるもの	15,500円

別表第2（第7条関係）

費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0 円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000円以下の世帯	16,300 円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001円以上 30,000円以下の世帯	28,400 円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001円以上 80,000円以下の世帯	42,800 円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400 円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全 額

備考 この表における所得税については、7月から12月までにあつては前年の所得税額、1月から6月までにあつては前々年の所得税をいう。



様式第2号(第4条関係)

高齢者日常生活用具給付決定通知書

申請者	氏名		交付番号	岡	福	第	号
			年 月 日			年 月 日	
対象者	住所	岡山市			給付番号	第 号	
	氏名		生年		年 月 日	性別	男女
	住所	岡山市					
給付する用具名 (型式規格等)							
負担区分	価 格	給付を受ける者又は世帯の 生計中心者が支払う額		公 費 負 担 額			
		円		円	円		
納入業者名							
業者所在地							
<p>上記のとおり決定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡 山 市 福祉事務所長 印</p>							
<p><b>*注意事項</b></p> <p>1 用具は、対象者又は対象者を扶養する方がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものですから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具をその目的に反して使用、譲渡、交換したり、貸付け又は担保に供したりすることは固く禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合は、費用の全部又は一部の返還を求めることがあります。</p>							

様式第3号(第4条関係)

高齢者日常生活用具給付券

申請者	氏名		交付番号	岡	福	第	号
			年 月 日			年 月 日	
対象者	住所	岡山市			給付番号	第 号	
	氏名		生年		年 月 日	性別	男女
	住所	岡山市					
給付する用具名 (型式規格等)							
負担区分	価	格	給付を受ける者又は世帯の 生計中心者が支払う額		公 費 負 担 額		
			円	円	円		
納入業者名							
業者所在地							
業者の公費支払請求期限		年 月 日					
上記のとおり決定する。 年 月 日 岡山市 福祉事務所長 印							

\*委任事項

給付申請者	①住所	岡山市	②氏名	(署名又は記名押印)
この給付券に基づき給付された用具の公費負担額の請求及び受領に関する権限を下記の者に委任します。				
受任者	③住所		④業者名 代表者名	(署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印))

⑤ 納品日	年 月 日	⑥給付を受けた者又は扶養 する者より受領した額	円
⑦受領業者名 受領年月日	年 月 日	⑧用具受領者 氏名	(署名又は記名押印)
⑨検収年月日	年 月 日	⑩検収者 氏名	

①②⑧は受領者が記入すること。③～⑦は納入業者が記入すること。⑨⑩は市が記入すること。

様式第4号(第4条関係)

岡 福 第 号  
年 月 日

(申請者)

様

岡 山 市 福 祉 事 務 所 長

高齢者日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高齢者日常生活用具給付申請につきましては、審査の結果却下することに決定いたしましたので通知します。

(却下理由)

.....

.....

.....

.....

.....

上記のとおり却下決定してよろしいか。

所 長	所長補佐	係 長	主 任	所 員	担 当 者

様式第5号(第9条関係)

岡山市 福祉事務所長 様

申請者 住所  
氏名  
☎

(署名又は記名押印)

高齢者日常生活用具給付変更申出書

下記のとおり申し出いたします。

\* 申出理由

・給付対象者の住所を変更するため

当初申請時の住所	岡山市	☎
変更後の住所	岡山市	☎

・生計中心者の変更，所得税課税額変更があるため

当初申請時の生計中心者		住所	
変更後の生計中心者		住所	
当初申請時の所得税課税額	円		
変更後の所得税課税額	円		

上記のとおり申し出がありましたので報告します。

所 長	所長補佐	係 長	主 任	所 員	担 当 者



様式第7号（第13条関係）

岡 福第 号  
令和 年 月 日

（郵便番号）

（住 所）

様

岡山市 福祉事務所長

## 高齢者日常生活用具給付決定取消通知書

令和 年 月 日 付け岡 福第 号であなたに給付決定しました高齢者日常生活用具給付につきましては、以下の理由により取り消すことに決定しましたので通知します。

（取消理由）